

国富調査要綱

第一 調査ノ範囲

昭和五年末内地ニ於ケル物的財貨ノ総額及对外債權債務並額

第二 調査ノ項目及方法

(一) 調査ノ左記十七項目ニ分テ、各項目毎ニ其ノ額額ヲ詳圖ノ上合算ス。

記

- 一 土地
 - 二 乾山
 - 三 港湾及運河
 - 四 橋梁
 - 五 林木
 - 六 家畜及家禽
 - 七 建物
 - 八 工業用機械器具
 - 九 鉄道及軌道
 - 一〇 路草及航空機
 - 一一 船舶
 - 一二 電気及瓦斯供給設備
 - 一三 電信及電話設備
 - 一四 水道設備
 - 一五 所藏財貨
 - 一六 家具家財
 - 一七 生産品
3. 稲穀及金銀地金
 - 一八 對外債權債務整額
- (二) 上記各項目ニ就タル財貨ノ額額ハ別紙「昭和五年國富推計方法」ニ依リ既存資料照会調査及实地調査ニ基ニ調査ノ上之ヲ官有、公有及私有竝ニ府県別ニ表章ス、但シ國富各項目中府県別額額不明ナルモノニ付テハ其ノ總額ヲ一定標準ニ依リ府県ニ按分ス。
- 前記個額ノ算定標準ハ原則トシテ減耗ヲ斟酌シタル再生産額トシ、再生産額額ニ依ルコト不適當ナ財貨ニ付テハ時価ニ依ル。
- (三) 実地調査ハ代表的若干世帯ニ就キ昭和七年十一月三十一日現在ニ依リ之ヲ行ヒ、其ノ結果ヲ昭和五年末ノ時価ニ換算ス。

「別添」

昭和五年国富推計方法

一

土地ノ価額、免租年期地、免租地及其次ノ四種ニ分子。

有租地ノ之ヲ田、畠、烟、宅地、塩田、林業地、池沼、山林、牧場、原野及雜種他ノ十目ニ

各別シ、田、畠、烟、宅地、塩田ノ価額ハ大蔵省調査ノ各府県中等地一段歩当り売買價格ニ

各其ノ級段別ヲ乘シテ算出シ、其ノ他ニ付テハ各中等地一段歩當り売買價格ヲ各府県ニ

照会ノ上決定シ、同價格ニ大蔵省調査ニ係ル其ノ府県別級段別ヲ乘シテ其ノ価額ヲ算出

ス。

免租年期地ノ之ヲ田、畠、烟、宅地、塩田、林業地、池沼、山林、牧場、原野、其ノ他

十目ニ別シ、各自ニ付平均一段歩價格ヲ大蔵省調査ノ地価ヲ基準シテ決定シ、之ニ

大蔵省調査ノ級段別ヲ乗シテ其ノ価額ヲ算出ス。

免租地ノ之ヲ公立学校用地、私立学校用地、政府社地、鄉村社地、招魂社地、墳墓地、

火葬場敷地、用水路、溝渠、堤壟、井溝、鐵道用地、軌道用地、水道用地、道路、橋梁、

林、砂防地、公園地、府県庁敷地、市区役所敷地、町村役場敷地、警察官署敷地、議事

所敷地、郵便電信電話用地、農業試驗場敷地、工業試驗場敷地、水產試驗場敷地、病院

敷地、隔離病舍敷地、隔離所敷地、消毒所敷地、檢疫所敷地、通河用地、樹籬林用地、

種畜場敷地、蓄業試驗場、原賣製造所及蓄業貯藏所敷地、其ノ他ニ分子右ノ中公有ニ

属スルモノノ各一段歩當リ地価ヲ府県統計書ニ依フナ先づ算出シ、同地価ヲ私有ニ属ス

ルモノニ付テモ準用シ、大蔵省調査ノ各級段別ニ依ツテ其ノ価額ヲ算出ス。

其ノ他ノ土地ノ宮省内及大蔵省調査ニ依リ其ノ価額ヲ計上ス。

二 純山ノ価額

各純山ニ付別表「甲第一号」ニ依リ其ノ埋藏量見積額ヲ調査シテ算出ス、但シ埋藏

量不明ノモノニ付テハ其ノ最近五箇年間平均一段年純藏量見積額ヲ資本還済シテ其ノ

価額ヲ算出ス。

三 港湾及運河ノ価額

港湾及運河中昭和五年内に新設又ハ拡張シタル分ニオイテハソノ新設又ハ拡張費ヲ計

上シ、又既存ノ心ノ付テハ各平均持久年数ヲ推定持久年数ヲ架シテ得タル価額ヲ計上ス

四 橋梁ノ価額

橋梁ヲ鐵橋、石橋、混凝土橋、木橋、其ノ他ノ五種ニ分子、其ノ各一間當リ建設費ヨリ

設置部分ヲ除キタル額ヲ推定シ、之ニ内務省及各府県調査ニ依ル各橋梁ノ總額ヲ算出シテ其ノ価額ヲ算出ス、但シ減耗部品ノ推定ハ各種橋梁ノ持久年数及架設後昭和五年末

ニ至ル平均經過年数ヲ見積リテ行フモノトス。

五 樹木ノ価額

森林省調査ニ依リ用材（竹材ヲ含ム）及薪炭材タルベキ木、果樹、桑樹及茶樹ノ數量

ヲ見積リ、之ヲ各平均單價ニ乗シテ其ノ価額ヲ算出ス。

六 家畜及家禽ノ価額

家畜ニ付テハ之ヲ牛、馬、綿羊、山羊及豚ノ五種ニ分子、森林省調査ニ依リ各一頭平

均ノ売買價格ヲ見積リ、之ニ總頭數ニ乗シテ其ノ価額ヲ算出シ、家禽ニ付テハ森林省調査ニ依ル価額ヲ計上ス。

尚養魚及飼養ニ付テモ森林省調査ニ依リ其ノ価額ヲ算定ノ上本項価額中三合算ス。

七

建物ノ価額

建物ヲ一般住家ト然ラザルモノトニ分子。

一般住家ニ付テハ建物ノ構造別一坪当り建築費ヲ府県ニ照会シ、之ト標本的実地調査結果ニ依ル建物ノ構造別延建坪數及經過年數トニ基シテ算出シタル一世帯当たり建物価額ヲ普通世帯數ヲ乗シテ其ノ価額ヲ算出ス。但シ附屬建物ニ付テハ標本的実地調査ニ依ル

世帯平均延建坪數ニ本建物ノ一坪当り価額ヲ準用シテ其ノ価額ヲ算出ス。

本実地調査ヘ別表「丙第一号」ニ依リ選定シタル北海道以下十府県ニ於ケル普通世帯ニ就キ別表「乙」所載ノ調査表ヲ以テ府県フ介シ所要事項ヲ調査スルモノトス。

一般住家ニ非ラザル建物ハ之ヲ官有、公有私有ニ分子、官有公有及公有建物ニ付テハ各府

県ノ調査ニ依リ其ノ価額ヲ算出シ、私有建物ニ付テハ官有及公有建物価額ヲ準用シ得

ルモノヲ除キ、工場、銀行会社、寺院教会、娛樂場及旅館ノ他建物ノ価額ヲ其ノ各

若干ニ付別表「甲第一号乃至第六号」ニ依リ各管理者ニ付テハ其ノ平均価額ヲ見積

リ、之ニ各省及府県調査ニ係ル場屋數ヲ乗シテ其ノ価額ヲ算出ス。

八

工業用機械器具ノ価額

工業用機械器具ノ之ヲ官有、公有及私有ニ分子

官有及公有工業用機械器具ニ付テハ各省及各府県調査ニ依リ其ノ価額ヲ計上ス。

私有工業用機械器具ニ付テハ別表「丙第二号」ニ依リ各種工場若干ニ付別表「甲第一号」

ニ依リ廠会ノ上工業ノ種類及規模別一工場当リ工業用機械器具価額ヲ評価シ、之ニ商工

省調査ニ係ル工業ノ種類及規模別工場數ヲ乗シテ其ノ価額ヲ算出ス。

九

鉄道及軌道ノ価額

鉄道省調査ニ係ル鐵道及軌道（橋梁及隧道ヲ含ミ、用地及停車場ヲ除ク）ノ各一杆當

リ建設費ヨリ平均減耗部分ヲ控除シタル額ニ各線路ノ總杆數ヲ乗シテ其ノ価額ヲ算出ス。

鉄道及軌道ノ價額

鉄道省調査ニ係ル鐵道及軌道ノ耐使用年数及新設又ハ改修後昭和五年末ニ至

ル平均經過年数ヲ見積リテ行フモノトス。

一〇

諸車及航空機ノ価額

諸車ヘ之ヲ機関車、客車、貨車、電車、乗用馬車、荷物馬車、牛車、荷車、乘用自動車、

荷物自動車、人力車、自駕自轎車、自駕車等三分類、右ノ中其ノ価額調査アルモノノ同

調査結果ニ依リ其ノ価額ヲ計上シ、然ラザル場合ニ於テハ各種車ノ平均製造費ヨリ減耗

部分ヲ除キタル額ニ内務省調査ニ係ル各台數ヲ乗シテ其ノ価額ヲ算出ス。但シ減耗部分

ノ推定ハ各種車ノ耐使用年数及新設後昭和五年末ニ至ル平均經過年数ヲ見積リテ行フモノトス。

一一

航空機ニ付テハ通信省、陸軍省及海軍省調査ニ基シ諸車ノ場合ニ准シ其ノ価額ヲ算出ス。

一一

船舶ノ価額

船舶ヘ之ヲ官有、公有及私有船舶ニ区別シ

官有及公有船舶ヘ更ニ之ヲ一般船舶及艦艇ニ分子、一般船舶ニ付テハ各省及各府県調査

ニ基シ其ノ価額ヲ算出ス。

總括ニ付テハ海軍省調査ニ依リ其ノ価額ヲ計上ス。

私有船組ヘ之フ噸敷船、石敷船及小船ノ三種ニ分子

噸敷船ニ付テハ其ノ階級別一噸当り建造費ヨリ減耗部分ヲ控除シタル額ヲ見積リ之ニ

通信省調査ニ保ル各階級別船舶ノ総噸敷ヲ乘ジテ其ノ価額ヲ算出入ス。

石敷船ニ付テハ其ノ一石当り建造費ヨリ減耗部分ヲ控除シタル額ヲ見積リ、之ニ通

信省調査ニ保ル總石敷ヲ乗ジテ其ノ価額ヲ算出入ス。

小船ニ付テハ其ノ平均建造費ヨリ減耗部分ヲ控除シタル額ヲ見積リ、之ニ内閣統計局

調査ニ保ル船隻数ヲ乘シテ其ノ価額ヲ算出入ス。

但シ減耗部分ノ推定ハ船舶ノ耐使用年数及昭和五年末ニ於ケル平均船齡ヲ見積リテ

行フモノトス。

三 貨物及金銀地金ノ価額
正ノ資料ニ依リ、百貨店及市場ニ在リテハ其ノ若干ニ照会シテ得タル資料ニ依リ
各其ノ手持生産品ノ平均価額ヲ算出しシ、之ニ依シテ其ノ總価額ヲ算出ス。
輸送中ノ生産品ニ付テハ鐵道省及其ノ他ノ調査ニ保ル各種貨物ノ輸送距離及ト平
均所要運送時間トニ依リ其ノ數量ヲ算出しシ、之ヲ一噸当り價格ニ乗ジテ總価額ヲ算
出ス。

四 船舶及金銀地金ノ価額
所蔵品等其ノ価額相当大ニシテ且ツ見積リ可能ナルモノノ価額ヲ計上ス。
日本銀行、諸金融機關等ノ所有額ヲ計上ス。

一六 種

上記各項目ニ属セザル物的財貨ニシテ工作物、兵器、機械器具、因書館・博物館
等外債権債務差額

日本銀行、諸金融機關等ノ所有額ヲ計上ス。

一七

外債権債務差額
ニ依リ其ノ差額ヲ計上ス。

一八 船舶及金銀地金ノ価額
内務省調査ノ上下水道敷設工事費ヲ特価ニ見積リ、之ヨリ減耗部分ヲ控除シテ

其ノ価額ヲ算出ス。但シ減耗部分ノ推定ハ耐使用年数及新設後昭和五年末ニ至ル平

均經過年数ヲ見積リテ行フモノトス。

一九 建築物ノ価額
瓦斯供給船ノ価額ニ付テハ帝國瓦斯協会調査ニ保ル機械、導管、計量器、其ノ
他ノ価額ニ基キ算出ス。

二〇 電気及瓦斯供給設備ノ価額

内務省、通信省及鐵道省調査ニ基キ其ノ価額ヲ算出ス。

二一 水道設備ノ価額

内務省調査ノ上下水道敷設工事費ヲ特価ニ見積リ、之ヨリ減耗部分ヲ控除シテ

其ノ価額ヲ算出ス。但シ減耗部分ノ推定ハ耐使用年数及新設後昭和五年末ニ至ル平

均經過年数ヲ見積リテ行フモノトス。

二二 電氣及瓦斯供給設備ノ価額

電氣供給設備ニ付テハ通信省及電氣協会調査ニ依リ水路運送ノ価額ヲ調査シ竝ニ發

電用汽輪、原動機、充電機、交換器及電計器ノ値数、送電線ノ延長、磚子及支柱ノ數

ヲ計上シ、此ノ各々減耗部分ヲ控除シタル平均單價ニ乘ジテ其ノ価額ヲ算出ス。但シ

既ニ其ノ価額調査アルモノハ同価額ニ基キ算出ス。尚減耗部分ノ推定ハ耐使用年数

及新設後昭和五年末ニ至ル平均經過年数ヲ見積リテ行フモノトス。

瓦斯供給船ノ価額ニ付テハ帝國瓦斯協会調査ニ保ル機械、導管、計量器、其ノ

他ノ価額ニ基キ算出ス。

二三 電信及電話設備ノ価額
内務省、通信省及鐵道省調査ニ基キ其ノ価額ヲ算出ス。

二四 水道設備ノ価額
内務省調査ノ上下水道敷設工事費ヲ特価ニ見積リ、之ヨリ減耗部分ヲ控除シテ

其ノ価額ヲ算出ス。但シ減耗部分ノ推定ハ耐使用年数及新設後昭和五年末ニ至ル平

均經過年数ヲ見積リテ行フモノトス。

二五 所藏財貨ノ価額
家具家財(商品除外)ヲ一般住家内ニ在ルモノト然ラザル建物内ニ在ルモノ、
トニ分テ、前者ノ価額ヘ別表「乙」ニ依ル標本的實地調査結果ニ基キ一世帯平均
家具家財ノ価額ヲ見積リ之ニ普通世帯經營ヲ乘ジテ其ノ価額ヲ算出シ、後者ノ価
額ヘ一般住家ニ非ザル各種建物ノ若干ニ付別表「甲第一号乃至第六号」ニ依リ調
査ノ上建物ノ種類別平均一建物当り家具家財ノ価額ヲ見積リ之ニ夫々各種建物ノ
価額ヲ乘シテ算出ス。

二六 生産品ノ価額

生産品ノ生産者ノ手許ニ在ルモノ、官公私營倉庫内ニ在ルモノ、商店ニ在ルモ
ノ及輸送中ノモノニ分子

生産者ノ手許ニ在ル生産品ニ付テハ別表「乙」ニ依ル標本的實地調査ノ資料並ニ
各種生産業者若干ニ付別表「甲第一号及第二号」ニ依ル標本的實地調査ノ施行シテ得タ
ル種類及規模別一生産業者当り手持額ニ依リ其ノ価額ヲ算出ス。

官公私營倉庫内ニ在ル生産品ニ付テハ各省、日本銀行、其ノ他ノ調査ニ依リ其ノ
個額ヲ算出ス。

商店ニ在ル生産品ニ付テハ一般商店ニ在リテハ別表「乙」ニ依ル標本的實地調

別表「甲」
甲第一号 (褐色刷綴一六七耗換一六耗)

手持鉱石見積価額 昭和五年末に於て手許に在つた発掘鉱石量を当時の市価に見積り其の額を記入すること。

(六) 鉱山用工作物及機械器具の見積価額 昭和五年末に於ける軌道、索道、鉄車、升降機等鉱石運搬設備及攀石機、鍛、鑄造、扇風機等鉱山用工作物及機械器具の見積価額を記入すること。

時に於ける其の見積価額を記入すること。

所 在 地		県府道	郡市
内開統計			
(一) 鉱 山 名			
(二) 事 業 の 種 類			
(三) 墓 藏 量 見積 価 額		円	
(四) 最近五箇年間平均一 箇年純鉱石見積価額		円	
(五) 建 物 の 見積 価 額		円	
(六) 家 具 家 財 の 見積 価 額		円	
(七) 手持鉱石見積価額		円	
(八) 鉱山用工作物及機械 器具の見積価額		円	

(裏面記入心得参照)

記 入 心 得

- (一) 鉱山名 鉱山の名称又は商号を書き入れ、別扱名称又は商号のないものは鉱山主の氏名を記入すること。
- (二) 事業の種類 鉱山で經營する事業の種類を「金の採掘」、「銀の採掘」等の如くなるべく詳しく述べること。
- (三) 墓藏量見積価額 昭和五年末に於ける墓藏鉱石の総量を当時の市価に見積り、之より発掘に要する経費を差引いた価額を記入すること。
- (四) 最近五箇年間平均一箇年純鉱石見積価額 墓藏量見積価額の判明せざる場合に限り発掘に要した経費を差引いた昭和五年末に至る最近五箇年間平均一箇年純鉱石見積価額を記入すること。
- (五) 建物の見積価額 昭和五年末に於ける鉱山事務所、鉱夫宿舎、運鉱場等鉱山附屬建物の建築費、買入価額、賃貸料及新築後の年数等を斟酌して當時に於ける見積価額を記入すこと。
- 建具家財の見積価額 昭和五年末に記入した建物内に在つた建具家財に付當

(褐色刷綴一六七耗機一六耗)

に於ける其の見積価額を記入すること。

(七) 手持生産品及原料の見積価額 昭和五年末に手許に在つた生産品及原料（營業倉庫に委託した分を除く）を当時の市価に見積り其の価額を記入すること。

(八) 工場用工作物の見積価額 昭和五年末に於ける運搬設備（専用鐵道を除く）、水槽、塔釜等、船渠等を如き工作物の見積価額を記入すること。

国富調査票(用)		三月二十年五和昭	
場		在地	
工場名		県府道	都市
事業の種類			
(一) 常時使用職工数	人		
(二) 建物の見積価額	円		
(三) 使用機械器具の見積価額	円		
(四) 館格	円		
(五) 家具家財の見積価額	円		
(六) 手持生産品及原料の見積価額	円		
(七) 見積価額	円		
(八) 工場用工作物の見積価額	円		
周計統開内			

(裏面記入心得参照)

記入心得

- (一) 工場名 工場の名称又は商号を書き入れ、別表名稱又は商号のないものは工場主の氏名を書き入れること。
- (二) 事業の種類 工場で經營する事業の種類を成るべく詳しく述べて書き入れること。
- (三) 常時使用職工数 昭和五年末當時の通常作業状態に於ける一日使用職工数を記入すること。
- (四) 建物の見積価額 昭和五年末に於ける工場用建物及之に附屬する材料置場、倉庫、湯殿、寄宿舎等の建築費、買入価額、貯貯料及新築後の年数等を斟酌して當時に於ける見積価額を記入すること。
- (五) 使用機械器具の見積価額 運転中と否とを問はず昭和五年末工場内に在つた全ての使用機械器具に付当时に於ける其の見積価額を記入すること。
- (六) 家具家財の見積価額 昭和五年末(四欄)に記入した建物内に在つた全ての家具家財に付当时を記入すること。

甲 第三号

(褐色刷紙一六七耗損一一六耗)

在現日一十三月二十年五昭昭
票查調富國
(用社会、行政)

(一) 名 称	所 在 地	局 計 統 間 内
(二) 建物の見積額	県府道	
(三) 家具家財の見積額	都市	
	円	円
	円	円

(裏面記入心得参照)

記 入 心 得

(一) 名称 銀行又は会社の名称を記入すること。

(二) 建物の見積額 昭和五年末に於ける建物の建築費、買入価額、賃貸料及新築後の年数等を斟酌して当時に於ける其の見積額を記入すること。

(三) 家具家財の見積額 昭和五年末(二)欄に記入した建物内に在つた総ての家具家財の当時に於ける見積額を記入すること。

甲 第四号

(褐色刷紙一六七耗損一一六耗)

在現日一十三月二十年五和昭
票查調富國
(用会教院寺)

(一) 名 称	所 在 地	局 計 統 間 内
(二) 建物の見積額	県府道	
(三) 家具家財の見積額	都市	
	円	円
	円	円

(裏面記入心得参照)

記 入 心 得

(一) 名称 寺院又は教会の名称を記入すること。

(二) 建物の見積額 昭和五年末に於ける本堂又は礼拝所及之に附屬する庫裏、牧師館、其他鐘塔、宝物堂等の建築費、買入価額及新築後の年数等を斟酌して当時の見積額を記入すること。

(三) 家具家財の見積額 昭和五年末(二)欄に記入した建物内に在つた総ての家具家財の見積額を記入すること。

甲第五号

(褐色刷縁一六七耗費一一六耗)

在現日一十三月二十年五和昭
票 査 調 富 国

(用場案紙)	
所 在 地	縣府道 郡市
(一) 名 称	
(二) 建物の見積額	
(三) 家具家財の見積額	
	円 円

局 計 統 間 内

(裏面記入心得参照)

記 入 心 得

- (一) 名称 楽器場の名称を記入すること。
- (二) 建物の見積額 昭和五年未建築物の建築費、買入額額、貢貸料及新築後の年数等を斟酌して当時に於ける見積額を記入すること。
- (三) 家具家財の見積額 昭和五年未建築物に記入した建物内に在った楽器、弦琴、照明器、衣裳等家具家財の当時に於ける見積額を記入すること。

甲第六号

(褐色刷縁一六七耗費一一六耗)

在現日一十三月二十年五和昭
票 査 調 富 国

(用物唯の他の其総額)	
所 在 地	縣府道 郡市
(一) 名 称	
(二) 建物の見積額	
(三) 家具家財の見積額	
	円 円

局 計 統 間 内

(裏面記入心得参照)

記 入 心 得

- (一) 名称 建物の名称を商業本店、同和アパート等の如く、営業又は使用目的が明瞭するよう記入すること。
- (二) 建物の見積額 昭和五年未建築物の建築費、買入額額、貢貸料及新築後の年数等を斟酌して当時に於ける見積額を記入すること。
- (三) 家具家財の見積額 昭和五年未建築物に記入した建物内に在った家具家財にして同建物經營者の管理に係るもの当時に於ける見積額を記入すること。

別表「乙」
(茶褐色刷、褐色刷及黑色刷ノ三種、縦二二横二七八耗)

昭和七年十二月三十日現在

国富調査表 (普通世帯用)

道府県郡市名	県府道	都市
--------	-----	----

一) 世帯主の職業	本造(一) 建(一) 其他
二) 住家延建坪数	年 月 坪

三) 附屬建物の延建坪数	坪
四) 調査当日に於ける手持生産品及原料の見積価額	円

(五) 家具家財

品目	数量	品目	数量
一) 和服(綿織を含ます)	枚	二) 敷帳	枚
三) 帯(綿織を含ます)	枚	三) 床、置時計	個
四) 梳巻及肩掛	枚	四) 腕、懷中時計	個
五) 草履	枚	五) 黄金製及宝石入指輪	個
六) 茶籠問合	個	六) 黄金製及宝石入帶止	個
七) 机及卓子	脚	七) 銀四桶	個
八) 椅子	脚	八) 火鉢	個
九) 鏡台	合	九) 针箱	個
十) 夜具問合	枚	十) 鉄瓶	個
十一) 毛布	組	十一) 置枕	個
十二) 上記各品目以外のものにして書類、書画骨高きものある場合には其の統価額を記入すること。	円	十二) 膜焼	個

(一) 世帯主の職業、世帯主の職業を成るべく詳しく述べて記入すること。
(二) 住家 世帯員の居住する建物に付て其の構造、延建坪数及新築年を「一」及「三」欄に左記に依り記入すること。

「構造 住家の構造による区別を木造は「木造」、其の他は「其他」の文字の傍に○印を附すこと、但し木造に付ては屋根の造りを見茎ならば瓦、瓦鉛板瓦ならば瓦板、草葺ならば草、板葺ならば板の如く括弧内「瓦」の文字の上に記入すること。

「延建坪数」欄に記入した建物の延建坪数を何坪と記入すること。
「新築年次」欄に記入した建物に付て新築した年次を何年何月と記入すること、但し建物の半ば以上が新築された場合には其新築年月を記入すること。新築年月不明の場合は新築後の推定経過年数を何年間と記入すること。

(三) 附屬建物の延建坪数 物置、納屋、倒屋、厩等附属建物の延建坪数を何坪と記入すること。

(四) 調査当日に於ける手持生産品及原料の見積価額 世帯が例へば農作、紙製造販売、菓子製造販売等の如く営業に従事せる場合には調査当日手許及自己所有の倉庫内に在る自家用及販売用生産品及原料を市価に見積り其の価額を記入すること。

(五) 家具家財 調査当日「一」及「三」欄に記入した住家及住家に附属する建物内に在る家具家財の内品目欄に列記した品物に付其の価額を調べ数量欄に其の数を記入すること。尚品目欄に列記した品物以外に相当価格高きものある場合には其の価額を見積り其の合計額を最終欄に何円と記入すること。

表「丙」
第一等 第一 調査世帯ノ配当表

総数	農業世帯	商工業世帯	其の他の世帯
一五〇〇〇	一〇〇〇〇	八〇〇〇〇	五七〇〇〇
一八四〇	一一七〇〇	六八〇〇〇	八九〇〇〇
二六〇〇	一〇九〇〇	三五〇〇〇	二七〇〇〇
四九〇〇	一四九〇〇	一七一〇〇	四九〇〇〇
一七一〇〇	一三一〇〇	一三一〇〇	一三一〇〇
一〇四〇	一〇四〇	一〇四〇	一〇四〇
四九〇	四九〇	四九〇	四九〇
一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
三一〇	三一〇	三一〇	三一〇

備考

上記諸県ノ選定標準

全國各統計区ニ付昭和五年人口及米產額ノ大小順位フ平均シテ最そ高キ府県一ヲ求メ上記ノ府県フ得タリ。但シ調査区ニ付テハ調査事務運行上ノ關係其ノ他ニ依リ東京府ヲ除ニ選定シタリ。

上記府県別農業、商工業及其ノ他世帯數ノ算定標準
 昭和五年國勢調査結果ニ依ル世帯總數ノ二成ニ當ル二五〇〇〇世帯フ調査世帯總數ト定ム之ヲ大正九年國勢調査結果普通世帯總數中農業、商工業及其ノ他ニ按分シ更ニ之ヲ大正九年國勢調査結果上記各府県ノ農業、商工業及其ノ他世帯數ヲ依リテ各府県ニ接分シ上記各府県別農業、商工業及其ノ他世帯數フ得タリ。

第二 調査農業世帯ノ選定標準
各府県ニ於ケル調査農業世帯ノ選定ハ左記ニ依リテ行フモノ

記入

総数	耕作段別
五段未満	五段以上
五段以上	一町以上
一町以上	一町以上

備考

各府県別調査商工業世帯總數ノ五割ヲ當業収益額四〇〇円未満ノ調査世帯數トシ残餘ノ五割ヲ大蔵省調査府県及課稅營業収益額別人員數兩合ニ依リテ按分シ當業収益額二〇〇円以下及二〇〇円ヲ超タル調査世帯數ヲ得タリ。

第三 調査商工業世帯ノ選定標準
各府県ニ於ケル調査商工業世帯ノ選定ハ左記ニ依リ行フモノ

総数	耕作段別
五段未満	五段以上
五段以上	一町以上
一町以上	一町以上
一町以上	一町以上

記入

第四 調査其の他の世帯ノ選定標準
各府県ニ於ケル調査其の他の世帯ノ選定ハ左記ニ依リ行フモノ

総数	營業年収益額
四〇〇円未満	一〇〇円未満
四〇〇円未満	一九〇円未満
一八〇	一九〇
三四〇	三〇
二五〇	九〇
一四〇	九一〇
一四〇	四五〇
四八〇	五〇
九一〇	六〇
四六〇	一三〇
五七〇	一六〇
二一〇	一六〇
三四〇	一六〇
一七〇	一六〇
四二〇	一六〇
二九〇	一六〇
一三〇	一六〇

備考

各府県別調査商工業世帯總數ノ五割ヲ當業収益額四〇〇円未満ノ調査世帯數トシ残餘ノ五割ヲ大蔵省調査府県及課稅營業収益額別人員數兩合ニ依リテ按分シ當業収益額二〇〇円以下及二〇〇円ヲ超タル調査世帯數ヲ得タリ。

記

福岡県 長崎県 佐賀県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	総数	年所得額	年所得額
福岡県 長崎県 佐賀県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	111000未満	111000未満	111000未満
福岡県 長崎県 佐賀県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	111000超	111000超	111000超
福岡県 長崎県 佐賀県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	111000超	111000超	111000超
福岡県 長崎県 佐賀県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	111000超	111000超	111000超

各府県別調査其ノ他世帯総数ノ五割ヲ年所得額イ1100円未満ノ調査世帯トシ残餘ノ五割ヲ大蔵省調査府県及賦税所得額別人員数割合ニ依リ按分シ年所得額五〇〇〇円以下及五〇〇〇円ア超ニル調査世帯数ヲ得タリ。

備考

第二号
調査工場ノ選定へ左記ニ依リ行フモノトス。

記

業種	業業者数	常時使用職工数	
		十人未満	五十人未満
紡織機械工場	1100	三九〇	六四〇
化粧器工場	800	一八〇	四〇〇
織機工場	600	一一〇	六〇〇
工具工場	500	一一〇	五〇〇
染業者	500	一一〇	四〇〇
印刷業者	400	一一〇	三〇〇
刷及木製品工場	300	一一〇	二〇〇
本業者	300	一一〇	二〇〇
化粧品工場	200	一一〇	一〇〇
学工業	100	一一〇	一〇〇
其ノ他	100	一一〇	一〇〇
總數	1100	415	145

備考
昭和五年商工省調査主要事業及當時使用職工数別工場数割合ヲ概算トシ總数ヲ接
分シテ得タリ。
〔上記調査工場中ニハ瓦斯及電気工業ニ該するモノヲ含マズ。〕

本書は、当庁で実施しつつある
昭和三十年国富調査の執務参考
資料として原本を復版したもの
である。

昭和三十一年八月

経済企画庁
調査部統計課